

証券コード 219A
(発送日) 2026年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月5日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目2番3号
Heartseed株式会社
代表取締役社長 福田 恵一

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.heartseed.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Heartseed」又は「コード」に当社証券コード「219A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
（開催日が前回定時株主総会の日（2025年1月24日）に相当する日と離れてい
ますのは、第10期より当社の事業年度の末日を10月31日から12月31日に変更
したためであります。）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階大ホール
（末尾の会場案内をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2024年11月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する事後交付型株式報酬（リ
ストリクテッド・ストック・ユニット）制度導入の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表
示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効
なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わ
ず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株
主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので
ご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事前質問のご案内

事前質問受付サイトへのアクセス方法

●受付期間

2026年3月4日（水） 9：00～2026年3月19日（木） 18：00まで

●入力方法

- ① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② ログインID及びパスワードを入力し、「ログイン」のボタンを押してください。

URL <https://links-v.pdcp.jp/219A/2026/heartseed/>



- ③ ログイン後「事前質問」よりカテゴリを選択し、ご質問内容をご入力の上、「送信」のボタンを押してください。

ログイン画面

ログインID 議決権行使書用紙に記載のある株主番号（9桁）を半角数字で入力

パスワード 株主様のご登録住所の郵便番号（7桁）をハイフン抜き、半角数字で入力

議決権行使書用紙を投稿する前に、必ずお手元に株主番号をお控えください。

<事前質問についての注意事項>

- ・株主様よりお寄せいただいたご質問の中から、多くの株主様のご関心が高いと予想される内容につきまして、株主総会当日にご回答させていただきます。
- ・すべてのご質問に対し、必ずしもご回答をお約束するものではありません。また、ご回答できなかったご質問につきましては、後日を含め個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日)
午後6時00分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日)
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(株主印)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

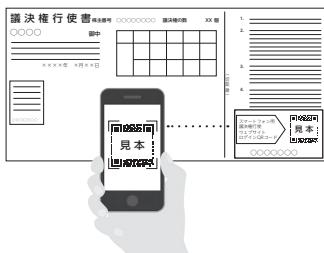
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

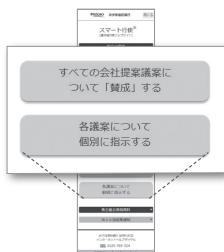
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

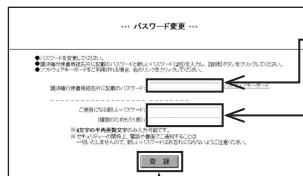
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

事業報告

(2024年11月1日から)
(2025年12月31日まで)

当社は、2025年1月24日開催の第9回定時株主総会において、定款を一部変更し、当事業年度より決算期を10月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、当事業年度は2024年11月1日から2025年12月31日までの14か月決算となっておりますので、対前年増減比較については記載しておりません。

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（2024年11月1日～2025年12月31日）における我が国の経済は、堅調なインバウンド需要に加え、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が維持されたものの、金融資本市場の変動、米国の政策動向、不安定な国際情勢など、国内景気は依然として不透明な状況が続いております。

日本の再生医療業界においては、2014年に施行された改正薬機法によって、再生医療への「条件及び期限付承認制度」が導入され、また承認審査期間の短縮や当局との事前相談に関する優先的支援などを提供する「先駆的医薬品等指定制度」が2019年に法制化されるなど、優れた再生医療等製品を逸早く実用化できる仕組みが整っています。

当事業年度における事業の概況としましては、虚血性心疾患に伴う心不全患者を対象とする他家iPS細胞由来心筋球の開胸投与による治療プログラム（HS-001）をリードパイプラインとして、開発を継続しております。実施中の冠動脈バイパス手術と併用する第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験（LAPiS試験）において、2025年2月に最終症例の投与が完了している低用量群5例と高用量群5例の10例の患者組入れについては、経過観察中であります。

また、患者さんにとって負荷の少ないカテーテル投与による治療プログラム（HS-005）につきましては、国内での臨床試験開始に向け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ治験届を提出しており、2026年に治験における患者さんへの投与を開始するという目標に向け、治験施設の選定等も順調に進んでおります。なお、投与カテーテルシステムに関する日本ライフライン株式会社との協業・提携についても、計画どおり順調に進捗しております。

他方、当社の事業パートナーであったノボノルディスク・エーエスより、独占的技術提携・ライセンス契約につきまして、同社における主力事業領域への集中と他領域に関する戦略の見直しを理由に、2025年9月29日にライセンス契約を解消する旨の通知を受けました。本通知の結果、導出していた当社の開発・製造・販売に関する権利および知的財産権等は、当社へ返還され、当社はHS-001ならびにHS-005に関して、全世界の権利を保持することとなりました。

今後の当社の事業展開につきましては、企業価値の中長期的な最大化を目標として、幅広い選択肢を視野に入れつつ、引き続き事業戦略の立案を進めてまいります。

このような状況のもと、当事業年度の経営成績は、売上高3,026,500千円、営業利益は272,156千円、経常利益は288,985千円、当期純利益は190,608千円となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました設備投資の総額は、28,686千円であり、これは研究施設の拡張および実験機器購入等に伴う設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、381百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第7期 (2022年10月期)	第8期 (2023年10月期)	第9期 (2024年10月期)	第10期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	499,060	344,725	873,610	3,026,500
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△1,410,304	△1,456,584	△818,581	288,985
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,412,728	△1,473,500	△812,725	190,608
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△128.99	△106.81	△49.43	8.44
総 資 産 (千円)	4,936,004	5,719,751	7,067,594	7,675,749
純 資 産 (千円)	4,727,553	5,269,559	6,623,249	7,194,912
1株当たり純資産額 (円)	△218.77	△353.31	297.44	314.56

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 2023年9月15日付で普通株式1株につき800株の割合をもって株式分割を行っております。第7期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)および1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
4. 第10期(当事業年度)につきましては、決算期変更により2024年11月1日から2025年12月31日までの14か月間となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 臨床応用の加速

<HS-001について>

当社は、虚血性心疾患患者を対象とした冠動脈バイパス手術併用下の第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験（LAPIS試験）を実施しております。独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に受理された治験計画に基づき、低用量群5例および高用量群5例、計10例への投与を完了し、現在は経過観察中であります。

引き続きCRO（開発業務委託機関）や治験参加施設との連携を強化し、本治験について着実な進捗を図ってまいります。

<HS-005について>

低侵襲なカテーテル投与による治療プログラム（HS-005）については、国内での臨床試験開始に向け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ治験届を提出いたしました。2026年内の被験者への投与開始という目標に向け、治験施設の選定等も順調に進んでおります。HS-001と同様に、CRO等の外部パートナーや治験参加施設との連携を深め、早期の臨床応用を目指します。

② 中長期的事業基盤構築に向けた取り組み

事業パートナーであったノボノルディスク・エーエスとの独占的技術提携・ライセンス契約が解消された結果、導出していた開発・製造・販売に関する権利および知的財産権等は当社へ返還され、HS-001およびHS-005に関する全世界の権利を当社が保持することとなりました。

今後は、自社保有のプラットフォーム技術および知財のさらなる拡充を図り、将来的な収益の極大化に向けた事業基盤の強化を目標として、戦略的に事業を推進してまいります。

③ 財務基盤の強化

当社は、リードパイプラインであるHS-001での早期収益化を目指す中、2025年12月末時点の現預金残高は6,836,009千円、純資産額は7,194,912千円です。上市資金のほか、中長期的な事業拡大に向け研究開発資金を安定的に確保するため、株式市場からの調達に加え、銀行融資や補助金の活用を検討することで資金調達手段の多様化を図り、財務基盤の強化に努めてまいります。

④ 組織体制の整備および人材育成

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、優秀な人材を確保し定着を図るべく、組織体制を整備し、従業員のモチベーションの維持・向上に努めていくとともに、一人ひとりの従業員の能力開発や働きやすい環境を構築してまいります。具体的には、離職者を低減させるため、働きやすさの追求、キャリアのための教育、および健康・メンタルヘルスへの配慮を方針として、人事施策を実行してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の公正性・透明性を確保することは極めて重要な経営課題であると認識しております。

取締役会においては、社外取締役の専門的な知見や経験を経営判断に反映させることで、意思決定の妥当性と監督機能を強化しております。さらに2025年2月に、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外役員からなる報酬委員会を設置し、役員報酬の決定について公正性・透明性・客観性を担保するよう努めております。

また、役職員が倫理・コンプライアンスに関して共通認識を保持し、公正で的確な意思決定を行う風土を醸成するため、内部通報制度の周知徹底、定期的なコンプライアンス研修を実施しているほか、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会のもと、グループ全体のコンプライアンス遵守状況のモニタリングおよびリスクの早期発見・未然防止に向けた施策の策定を行っております。特に、研究開発に関する事象について、社内倫理委員会を設置し、倫理的および科学的妥当性についてモニタリングを行っております。

さらに、投資家の皆様に対し、研究開発の進捗状況や事業リスクを適時かつ公平に開示することで、市場との建設的な対話を促進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

IPS細胞由来の心筋細胞を用いた心筋再生医療等製品の開発

(6) 主要な営業所および工場 (2025年12月31日現在)

本社および研究施設 東京都港区芝浦一丁目2番3号

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減
43 (2)名	4名増 (1名減)

(注) 1. 臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 22,858,200株

(3) 株主数

17,445名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
福田 恵一	3,146千株	13.8%
SBI Ventures Two (株)	2,236千株	9.8%
古川 俊治	920千株	4.0%
新村 健造	842千株	3.7%
(株) イノベーション企画21	650千株	2.8%
(株) J M D C	461千株	2.0%
秋山 琢己	441千株	1.9%
五味 大輔	350千株	1.5%
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	264千株	1.2%
(株) メディパルホールディングス	250千株	1.1%

(注) 1. 持株比率は期末現在の発行済株式総数に対する比率で、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

2. 当社は自己株式を保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年8月17日	2021年8月31日
新 株 予 約 権 の 数		80個	348個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 64,000株 (新株予約権1個につき800株)	普通株式 278,400株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		9,020円	10,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 441,869円 (1株当たり 553円)	新株予約権1個当たり 510,918円 (1株当たり 639円)
権 利 行 使 期 間		2020年8月28日から 2030年8月27日まで	2021年9月14日から 2031年9月13日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 14,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 134個 目的となる株式数 107,200株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 13,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 13,600株 保有者数 1名

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年5月31日
新 株 予 約 権 の 数		36個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,800株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		11,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 546,098円 (1株当たり 683円)
権 利 行 使 期 間		2022年6月7日から 2032年6月6日まで
行 使 の 条 件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 10,400株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - ② 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (3) 新株予約権者の相続人による当該新株予約権の行使は認めない。
- (4) 当該新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本要項の他の規定にかかわらず、株式の発行または譲渡、組織再編その他の取引で当社が当事者または対象会社となる取引であり、かかる取引が実行された後において他社が当社の総株主の議決権の過半数（その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める子会社および同規則第 8 条第 5 項に定める関連会社をいう。）または親族が保有する分を含む。）を取得することとなる取引がなされる場合であって、当該取引の直前時点で、合計で当社の普通株式の過半数を保有する株主から新株予約権者に対して新株予約権を行使しての当該取引への参加の要請があった場合、新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、すべての新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 田 恵 一	慶應義塾大学名誉教授 医療法人社団 健育会 湘南慶育病院 非常勤医師
取 締 役	安 井 季 久 央	COO兼経営企画室長
取 締 役	金 子 健 彦	CMO兼研究開発本部長 東北大学 特任教授 (株)RAINBOW 社外取締役
取 締 役	高 野 六 月	CFO
取 締 役	平 野 達 義	CAO
取 締 役	河 西 佑 太 郎	Angel Bridge(株) 代表取締役 (株)革新技術推進機構 代表取締役 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund 5号(株) 代表取締役
取 締 役	古 川 俊 治	参議院議員 (株)IXgene 代表取締役 TMIヘルスケアコンサルティング(株)取締役
取 締 役	出 口 恭 子	PHCホールディングス(株) 代表取締役社長兼CEO
監 査 役	菊 川 知 之	常勤監査役
監 査 役	藤 吉 彰	栄研化学(株) 社外取締役
監 査 役	江 戸 川 泰 路	EDiX(株) 代表取締役 江戸川公認会計士事務所 代表 (株)産業革新投資機構 監査役 (非常勤) (株)エニグモ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役古川俊治氏および出口恭子氏は社外取締役であります。
 2. 監査役菊川知之氏、藤吉彰氏および江戸川泰路氏は社外監査役であります。
 3. 監査役江戸川泰路氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役古川俊治氏および出口恭子氏、並びに、監査役菊川知之氏、藤吉彰氏および江戸川泰路氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役らが過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して萎縮することのないよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）に加入しております。被保険者は、当社の役員（取締役、監査役）、管理・監督の立場にある従業員であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社が負担しております。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などによる損害を填補することとしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員等の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。従来、取締役の個人別の報酬額については、当社全体の業務を俯瞰する立場にある代表取締役社長が、社外取締役および社外監査役からの意見も踏まえ、業績達成度や各取締役の役割貢献度を考慮して決定する体制をとっておりました。しかし、報酬決定プロセスのさらなる公正・透明・客観性を担保するため、2025年2月、取締役会の諮問機関として「報酬委員会」を新設いたしました。今後の体制および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下の通りとなります。

新たな報酬決定体制とプロセス

【報酬委員会の役割と構成役員】

報酬の決定方針および個人別の報酬内容について、取締役会からの諮問に基づき、業績達成度や各取締役の役割貢献度を考慮した上で審議を行います。本委員会は、独立性と客観性を確保するため、委員長を独立社外監査役が務め、委員の過半数を独立社外役員で構成しております。

【決定プロセス】

役員報酬の全体的な決定方針については、報酬委員会からの答申に基づき取締役会にて決議いたします。各取締役の個別の報酬に関する審議結果は、報酬委員会から代表

取締役社長に答申されます。代表取締役社長は、当該答申の内容を最大限に尊重して個人別の報酬額を決定いたします。

【報酬の構成】

当事業年度においては、業績連動報酬や非金銭報酬は導入しておらず、固定報酬が個人別の報酬の全部を占めております。なお、監査役の報酬については、従来通り監査役の協議により決定いたします。

当事業年度においては、上記決定プロセスに沿って、代表取締役社長福田恵一が取締役の個人別の報酬額を決定しております。かかる権限を委任した理由は、業績達成度や各取締役の役割貢献度の考慮にあたっては、当社全体の業務を俯瞰する立場にある代表取締役社長が行うことが適当であると考えているためです。取締役会は、取締役の個人別の報酬額が、取締役会で決定された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申の内容を最大限に尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	163,080 (8,400)	163,080 (8,400)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,948 (19,948)	19,948 (19,948)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 当事業年度の上記の取締役の総員数は8名であります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めておりません。
 3. 取締役の金銭報酬の額は、2025年1月24日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち2名は社外取締役）であります。
 4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年1月30日開催の第4回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
 5. 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 ・取締役古川俊治氏は、(株)iXgeneの代表取締役およびTMIヘルスケアコンサルティング(株)の取締

役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役出口恭子氏は、PHCホールディングス(株)の代表取締役社長兼CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤吉彰氏は、栄研化学(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役江戸川泰路氏は、EDiX(株)の代表取締役、江戸川公認会計士事務所の代表、(株)産業革新投資機構の監査役（非常勤）および(株)エニグモの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古川 俊 治	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、15回に出席いたしました。主に弁護士および医師の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に臨床試験の進捗について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取締役 出 口 恭 子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に医療機器および医薬品を含む経営全般の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に人事・労務施策の進捗や経営管理について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
監査役 菊 川 知 之	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会16回の全てに出席いたしました。主に研究開発・経営管理両方における経営的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

	出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 藤 吉 彰	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に臨床研究開発およびIR活動等の事業運営の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 江戸川 泰 路	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士として、また大学発ベンチャー支援の専門家としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,140千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,140千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計値を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬額2,390千円が発生しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,143,534	流動負債	320,328
現金及び預金	6,836,009	リース債務	252
貯蔵品	47,868	未払金	172,170
前渡金	26,125	未払費用	32,616
前払費用	45,911	前受金	71,492
未収入金	3,359	未払法人税等	9,181
未収消費税等	184,260	預り金	8,601
		賞与引当金	26,013
固定資産	532,214	固定負債	160,508
有形固定資産	431,381	資産除去債務	160,508
建物付属設備	398,143		
工具、器具及び備品	33,238	負債合計	480,837
リース資産	-	(純資産の部)	
投資その他の資産	100,833	株主資本	7,190,210
差入保証金	100,833	資本金	1,327,698
		資本剰余金	8,441,650
		資本準備金	6,391,095
		その他資本剰余金	2,050,554
		利益剰余金	△2,579,138
		その他利益剰余金	△2,579,138
		繰越利益剰余金	△2,579,138
		新株予約権	4,702
		純資産合計	7,194,912
資産合計	7,675,749	負債純資産合計	7,675,749

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年11月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,026,500
売上原価	-
売上総利益	3,026,500
販売費及び一般管理費	2,754,343
営業利益	272,156
営業外収益	
受取利息	5,919
補助金収入	52,000
雑収入	592
営業外費用	
支払利息	159
為替差損	41,522
経常利益	288,985
税引前当期純利益	288,985
法人税、住民税及び事業税	101,583
法人税等調整額	△3,206
当期純利益	190,608

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

Heartseed株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山 誠一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田 圭一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Heartseed株式会社の2024年11月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目、監査業務の分担等を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び監査の結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等並びに内部監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社が業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく内部統制システムの整備及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

Heartseed株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 菊 川 知 之 ㊟

監査役（社外監査役） 藤 吉 彰 ㊟

監査役（社外監査役） 江戸川 泰 路 ㊟

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものです。
- ② 将来に向けた機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能にするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものです。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更後
第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>(新設)</u>	<u>第35条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
<u>第35条～第39条 (条文省略)</u>	<u>第36条～第40条 (条数の変更に関し条文は現行通り)</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、本総会終結後に開催予定の取締役会において、新たに執行役員制度を導入し、業務執行体制の充実を図ることといたしました。これに伴い、本総会後の取締役会の構成につきましては、経営の意思決定・監督機能に重点を置いた7名（うち社外取締役2名）の体制とすることとし、実務の執行については、取締役会より法令の範囲内で権限を委譲された執行役員が機動的にこれを担う体制へと移行いたします。

つきましては、経営体制の強化に向け、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	福田 惠一	代表取締役社長	再任
2	安井 季久央	取締役	再任
3	平野 達義	取締役	再任
4	金子 健彦	取締役	再任
5	河西 佑太郎	取締役	再任
6	古川 俊治	取締役	再任 社外 独立
7	出口 恭子	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ふく だ けい いち 福 田 恵 一 (1957年5月23日)	1987年4月 慶應義塾大学助手 1991年6月 国立がんセンター研究所に留学 1992年8月 米国ハーバード大学ベスイスラエル病院 分子医学教室に留学 1994年8月 米国ミシガン大学心血管研究センターに 留学 1995年1月 慶應義塾大学医学部循環器内科助手 1999年4月 同大学医学部講師 2005年4月 同大学医学部再生医学教授 2010年3月 同大学医学部循環器内科教授 2016年9月 当社 取締役 2017年1月 当社 代表取締役 (現任) 2023年4月 同慶應義塾大学 名誉教授 (現任) 2023年5月 医療法人社団 健育会 湘南慶育病院 非常勤医師 (現任) (重要な兼業の状況) 慶應義塾大学 名誉教授 医療法人社団 健育会 湘南慶育病院 非常勤医師	3,146,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>福田恵一氏は、循環器内科および再生医学分野の第一人者として国内外で豊富な研究・臨床経験を有するとともに、長年にわたり大学医学部教授として後進の育成と研究を主導してまいりました。当社においては、2017年の代表取締役就任以降、研究開発の推進を中心に事業化を見据えた経営を一貫して牽引しており、当社の成長および企業価値向上において極めて重要な役割を果たしております。これら豊富な知見と経営実績に基づき、今後も当社の持続的な発展に寄与するとともに、客観的な監督責任を適切に遂行できるものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	やす い き く お 安 井 季 久 央 (1981年1月31日)	2005年4月 ベイン・アンド・カンパニー インコー ポレイティド 入社 2009年5月 ヤンセンファーマ(株) 入社 2010年6月 アボットジャパン(株) (現アッヴィ合同会 社) 入社 2019年1月 当社 取締役 2020年9月 当社 取締役COO兼経営企画室長 (現 任) (重要な兼業の状況) 該当なし	35,200株
【取締役候補者とした理由】 安井季久央氏は、外資系コンサルティングファームおよび外資系製薬企業における事業戦略立案や組織運営に関する豊富な実務経験を有しております。2019年の取締役就任以降は、経営企画領域を中心に、当社の経営戦略に基づいた事業推進を着実に実行し、中長期的な企業価値向上を主導してまいりました。これら高度な知見と実績に基づき、今後も適切な業務執行と客観的な監督責任を遂行できるものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しております。			
3	ひら の たつ よし 平 野 達 義 (1959年4月6日)	1984年4月 信越化学工業(株) 信越半導体(株)出向 1995年12月 日本トイザラス(株)入社 2004年4月 同社 取締役CFO 財務本部長 兼 経営企 画室長 2006年4月 同社 代表取締役 副社長兼CFO 2009年1月 (株)UMNファーマ 入社 2009年3月 同社 取締役 財務部長 2010年5月 (株)UN I G E N 代表取締役社長 2012年3月 (株)UMNファーマ 代表取締役社長 2013年8月 同社 代表取締役 会長兼社長 2020年3月 同社 取締役会長 2021年6月 当社 取締役CAO (現任) (重要な兼業の状況) 該当なし	2,400株
【取締役候補者とした理由】 平野達義氏は、財務・経営管理分野における豊富な経験に加え、上場企業およびバイオ医薬品企業において代表取締役として経営全般を統括した実績を有しております。2021年の取締役就任以降は、財務戦略や資本政策、管理部門全体の統括を通じて当社の経営基盤強化と企業価値向上を牽引してまいりました。これら高度な専門性と経営経験に基づき、今後も適切な業務執行と客観的な監督責任を遂行できるものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	かね こ たけ ひこ 金子 健彦 (1977年4月6日)	2002年4月 慶應義塾大学及び関連医療施設にて勤務 2007年4月 ブリストルマイヤーズ(株) 入社 2009年9月 ファイザー(株) 入社 2013年3月 ノバルティスファーマ(株) 入社 2015年10月 サンバイオ(株) 入社 2020年4月 東北大学 特任教授 (現任) 2020年6月 当社 取締役CMO 2020年7月 当社 取締役CMO兼研究開発本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 東北大学 特任教授 RAINBOW(株) 社外取締役	—
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金子健彦氏は、医師としての高度な専門知識に加え、国内外の製薬企業における豊富な臨床開発の経験を有しております。2020年の取締役就任以降は、CMO兼研究開発本部長として開発戦略の立案・実行において指導的役割を果たし、当社の開発経緯を熟知しております。本総会終結後は非常勤となりますが、引き続きその医学的・科学的な見地から経営への助言と客観的な監督をいただくことが、当社の経営体制強化に資するものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	か さい ゆう た ろう 河 西 佑 太 郎 (1980年5月7日)	2005年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 2006年6月 ベインキャピタル・プライベート・エグ イティ・ジャパン・L L C入社 2011年9月 ユニゾン・キャピタル(株)入社 2015年10月 Angel Bridge(株)設立 代表取締役 (現 任) 2015年10月 (株)革新技術推進機構 代表取締役 (現 任) 2015年11月 当社設立 代表取締役 2017年1月 当社 取締役 (現任) 2021年3月 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund 5 号 (株) 代表取締役 (重要な兼職の状況) Angel Bridge(株)設立 代表取締役 (株)革新技術推進機構 代表取締役	-
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>河西佑太郎氏は、内外の金融機関における豊富な実務経験を通じ、企業投資および経営支援に関する高い見識を有しております。当社の設立者であり、代表取締役を務めた経験から当社の経営環境を熟知しており、2015年の取締役就任以降は主に財務や経営戦略の観点から当社の発展に寄与してまいりました。今後の事業拡大フェーズにおいても、客観的な監督責任を適切に遂行できるものと期待されることから、当社の取締役として適任であると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	ふ り が な 古 川 俊 治 (1963年1月14日)	1994年4月 弁護士登録 1999年4月 TMI総合法律事務所 入所 (現任) 1999年10月 慶應義塾大学医学部外科助手 2004年5月 医療法人慈正会理事 (現任) 2007年4月 慶應義塾大学法科大学院教授 (現任) 同大学医学部外科学教授 (現任) 2007年7月 参議院議員 (現任) 2016年6月 社会医療法人河北医療財団 理事 (現任) 2017年1月 当社 社外取締役 (現任) 2017年2月 医療法人社団軽井沢西部総合病院 理事 (現任) 2020年1月 (株)ixgene 代表取締役 (現任) 2022年3月 TMIヘルスケアコンサルティング(株)取締役 (現任)	920,000株
		(重要な兼職の状況) 参議院議員 (株)ixgene 代表取締役 TMIヘルスケアコンサルティング(株)取締役	
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>古川俊治氏は、医師、弁護士、大学教授等の多岐にわたる分野での豊富な実務経験と高度な専門性を有しております。2017年の取締役就任以降、当社の経営環境や事業特性を熟知した上で、独立した社外の視点から実効性の高い監督と有益な助言を行ってまいりました。今後の事業成長においても、同氏の多面的な視点が当社の企業価値向上に不可欠であり、客観的な監督責任を適切に遂行できるものと期待されることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	で ぐち きょう こ 出 口 恭 子 (1965年12月12日)	1989年4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパ ン・インコーポレイテッド入社 1998年2月 ディズニー・ストア・ジャパン(株) 入社 2001年3月 日本GEプラスチック(株) 取締役 CFO 2004年4月 Janssen Pharmaceutica (現Ortho Neurologics) (米国) 入社 2005年9月 Janssen-Cilag Pty Ltd.入社 2007年1月 ヤンセンファーマ(株) 入社 2009年8月 日本ストライカー(株) 取締役グローバル マーケティングバイスプレジデント 2012年1月 同社 代表取締役社長 2013年3月 (株)バルシステム24 専務執行役社長室 長兼経理財務本部管掌 2014年3月 アッヴィ合同会社 社長 2020年1月 当社 社外取締役 (現任) 2021年6月 PHCホールディングス(株) 社外取締役 2024年4月 PHCホールディングス(株) 代表取締役 社長CEO (現任)	18,400株
【社外取締役候補者とした理由】 出口恭子氏は、グローバルヘルスケア企業等で社長を歴任し、企業経営に関する豊富な実務経験と高い見識を有しております。これまでの当社における実効性の高い監督実績に加え、現役の上場企業CEOとしての高度な知見は、今後の当社のさらなる成長に不可欠なものであります。その卓越した経営視点に基づき、客観的な監督責任を適切に遂行できるものと期待されることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。		(重要な兼職の状況) PHCホールディングス(株) 代表取締役社長CEO	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 古川俊治氏および出口恭子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、古川俊治氏および出口恭子氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む管理・監督者の立場にある従業員の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、古川俊治氏および出口恭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 古川俊治氏および出口恭子氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって、古川俊治氏は9年、出口恭子氏は6年となります。

第3号議案 取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対する事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット）制度導入の件

1.提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2025年1月24日開催の当社第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役については年額30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を一定の期間後に割り当てる事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を、下記Ⅱの内容で、導入することといたしたく存じます。本議案は、上記の金銭報酬とは別枠で、当社の対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額及び株式数を、年額300,000千円以内、年150,000株以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各対象取締役への支給時期及び具体的な配分については、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を最大限尊重しつつ、取締役会が決定することといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針を事業報告に記載の通り定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合、本議案の内容及び目的とも整合するよう、本総会終了後の当社の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容で対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容であり、かつ、委員長及び過半数の委員を独立社外役員とする報酬委員会の審議を経たものであることから、上記の本制度の導入の目的に照らして、相当であると考えております。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年12月31日時点）に占める割合は約0.65%であり、その希薄化率は軽微であります。

なお、当社の2025年12月31日現在の取締役は8名（うち、社外取締役は2名）であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名及び非常勤取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

2.本制度の内容

①本制度の内容

本制度は、対象取締役に対して、当社が定める数のユニットを事前に割り当て、事前に定め

る役務提供期間中、対象取締役として継続して役務提供を行うこと等を条件として、役務提供期間の終了後に、権利確定したユニット数に応じて定まる数の当社株式又はこれに代わる金銭を交付する株式報酬制度です（注1）（注2）。なお、役務提供期間は、3事業年度以上の取締役会の定める期間といたします。

当社は、役務提供期間終了後、事前に交付したユニットの権利確定に応じ、対象取締役に対し、報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して当社株式の発行又は処分を受ける方法により、当社株式を割り当てるものといたします。ただし、対象取締役への当社株式の交付は、役務提供期間後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社株式を交付するかどうか及び交付する株式数は確定していません。

各対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが権利確定し、交付される株式数に、決議日前日終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて算定します。

（注1）ユニットの割当後から権利確定するまでの期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の支給時期は当該退任した日より3か月以内とし、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社株式の交付に代えて当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給いたします。また、対象となる役務提供期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）は、当社は、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に対し、当社株式の交付に代えて当社取締役会が合理的に算定する額の金銭等を支給又は交付いたします。

（注2）役務提供期間中、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により対象取締役の地位を喪失した場合には、当社取締役会は、対象取締役に対して割り当てる当社株式の数及び時期を、合理的に調整することができるものといたします。

②本制度に係る報酬等の上限額および株式総数の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に支給する報酬額又は金銭報酬債権の額の上限額及び発行又は処分する株式総数の上限は、1年間につき、付与金額を300,000千円以内、交付株式数を150,000株以内といたします（ただし、役務提供期間終了後に、当該役務提供期間に対応

する当社株式数の総数を一括して交付することも含む。) (注3)。

(注3) ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減した場合は、その比率に応じて合理的に調整されます。

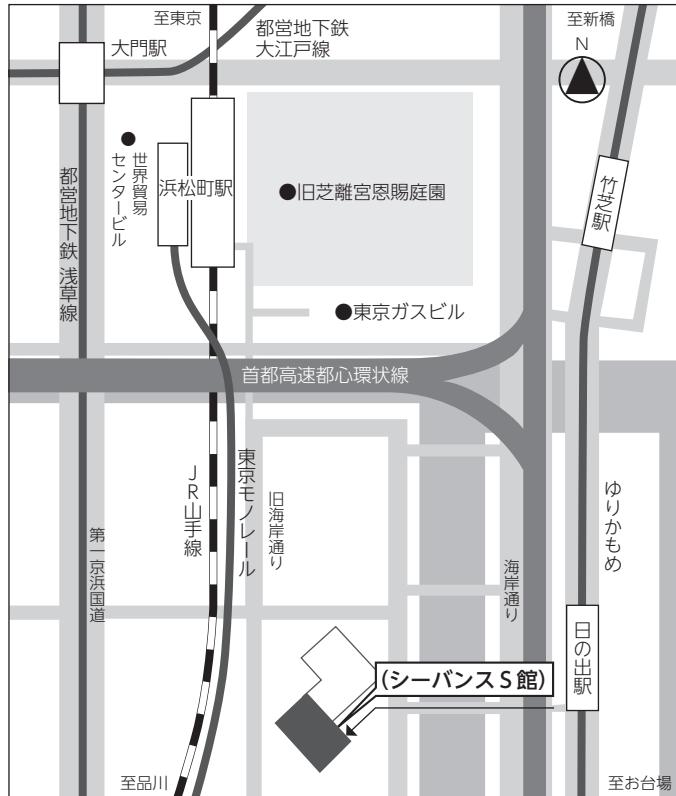
③本制度に係る報酬等の支給又は株式交付の条件

対象取締役が、正当な理由なく当社の役員、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任した場合、一定の非違行為があった場合、その他の当社取締役会が定める事由に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいた金銭及び当社株式は交付されません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階大ホール



交通 J R	
浜松町駅	徒歩約8分
新交通ゆりかもめ線	
日の出駅	徒歩約5分
都営地下鉄	
浅草線、大江戸線	
大門駅	徒歩約10分

本株主総会終了後、同会場にて経営説明会を開催いたします。
お時間が許す株主様は、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。